

指定給水装置工事事業者指定申請書

戸沢村長 加藤文明 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称 印
住 所
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるも者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記の事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記の事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申込者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからホまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 込 者

氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

戸沢村長 加 藤 文 明

戸沢村指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項調査票

年 月 日

氏名又は名称

郵便番号・住所

代表者氏名

⑨

電話 ・ FAX

1. 日本水道協会山形県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

直近の受講年月日 (受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)

受講済【 年 月 日】 未受講

(未受講の場合、その理由)

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1)休業日、営業時間

休業日：土曜 日曜 祝日
その他()

営業時間： 時 ～ 時 (緊急時夜間対応 可 不可)

(2)漏水等修繕対応(対応 可 不可)

対応時間：24時間 営業時間

対応可能箇所：屋内給水装置の修繕 宅内埋設部の修繕
その他()

(3)対応工事種別(新設・改造 等)

対応可能箇所：配水管から分岐 ～ 水道メーター (新設 改造)
水道メーター ～ 宅内給水装置 (新設 改造)
その他()

(4)その他(緊急時の連絡先等をご記入ください。(任意))

3. 前述の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所等があれば記入してください。

(1) 事業所の名称	:
(2) 上記事業所の所在地	:
(3) 休業日、営業時間	
休業日	: <input type="checkbox"/> 土曜 <input type="checkbox"/> 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他()
営業時間	: 時 ~ 時 (緊急時夜間対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
(4) 漏水等修繕対応(対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)	
対応時間	: <input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 営業時間
対応可能箇所	: <input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input type="checkbox"/> 宅内埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 対応工事種別(新設・改造 等)	
対応可能箇所	: <input type="checkbox"/> 配水管から分岐 ~ 水道メーター (新設 改造) <input type="checkbox"/> 水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 改造) <input type="checkbox"/> その他()
(6) その他(緊急時の連絡先等をご記入ください。(任意))	

(1) 事業所の名称	:
(2) 上記事業所の所在地	:
(3) 休業日、営業時間	
休業日	: <input type="checkbox"/> 土曜 <input type="checkbox"/> 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他()
営業時間	: 時 ~ 時 (緊急時夜間対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
(4) 漏水等修繕対応(対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)	
対応時間	: <input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 営業時間
対応可能箇所	: <input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input type="checkbox"/> 宅内埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 対応工事種別(新設・改造 等)	
対応可能箇所	: <input type="checkbox"/> 配水管から分岐 ~ 水道メーター (新設 改造) <input type="checkbox"/> 水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 改造) <input type="checkbox"/> その他()
(6) その他(緊急時の連絡先等をご記入ください。(任意))	

5. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする(以下抜粋)。

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させること。

配水管から分岐～水道メーターまでの工事を施工しないため不要

次の通り報告します

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付とせん孔及び給水管の接合のいずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか		工事年度
		○×を記入	保有している資格等の名称	

(1) 過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

(2) 保有する資格等の名称には、以下に示す保有資格等(下線部)を掲載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称の者を含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公営財団法人給水工事技能振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

(3) 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

(4) 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を実施ない場合は、任意の記載となります。

(5) 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。